

中二種免の新法・旧々法の最低修得単位数の比較

新法（平成28年改正法）					旧々法（昭和63年改正法）						
第一欄	教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種 免許状	二種 免許状		各科目	一種 免許状	二種 免許状			
第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	28	12	←	教科に関する専門教育科目	40	20			
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	6	←	教育の本質及び目標に関する科目	8	6			
					←	教育に係る社会的、制度的又は経					
					←	幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 各的事項に関する科目					
					←	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目					
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	6	←	道徳教育に関する科目	6	4			
					←	特別活動に関する科目					
					←	教科教育法に関する科目					
					←	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	2	2			
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習	5 2	5 2	←	教育実習	3	3			
第六欄	大学が独自に設定する科目		4	4							
			59	35			59	35			

学力に関する証明書(別表第1)(中二種免(社会))

氏名		生年月日	
----	--	------	--

上記の者は、平成10年改正教育職員免許法附則第6項適用の者で、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

令和6年12月21日

◎◎大学長

記

1. 基礎資格

・学位の種類		・備考	
・在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日	(大学 学部 学科)	

2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部	上記基礎資格欄と同じ		
②科目等履修 (他学部・他学科受講含む。)	単位修得期間	—	
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	—	

・教科に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
日本史及び外国史	○	日本史概説	4	
		西洋史概説	2	
		東洋史概説	2	
地理学(地誌を含む。)	○	地理学概論	4	
		「法学、政治学」	○	
「社会学、経済学」	○			
「哲学、倫理学、宗教学」	○			
		倫理学概論	2	
		計	20	

注) 左に記載されている科目の一般的包括的な内容を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合は確認欄に「○」を表示。

・教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考
		名称	単位数	
第二欄				
・教育の本質及び目標に関する科目	○	教育原論	2	
・幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目	○	教育心理学	2	
・教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	○	教育社会学	2	
・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)に関する科目	○	教育の方法及び技術	2	
		小計	8	
第三欄				
・教科教育法に関する科目	○	社会科教育法	2	
・道徳教育に関する科目	○	道徳教育指導法	2	
・特別活動に関する科目	○	特別活動論	2	
		小計	6	
第五欄				
・生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	○	生徒指導論	2	
		小計	2	
第六欄				
・教育実習	○	教育実習指導	1	
		教育実習指導	2	
		小計	3	
		計	19	

注) 左に記載されている科目を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合は確認欄に「○」を表示。

・上記の全ての単位を修得した年度	平成7年度
------------------	-------

・教育職員免許法施行規則第66条の4に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	スポーツ演習	2	
	計	4	

学力に関する証明書(別表第1) 中二種免(社会)

氏名	生年月日	年 月 日生
----	------	--------

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法別表第1第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。

令和6年12月21日

◎◎大学長

記

1. 基礎資格

・学位の種類	・備考
・在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (大学 学部 学科)

2. 単位修得機関・単位修得期間

①学部	上記基礎資格欄と同じ		
②科目等履修 (他学部・他学科 受講含む。)	単位修得期間	—	
	上記学校種・教科の課程認定を受けている学科等名	—	

3. 単位

(1) 教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	確認欄	単位修得済授業科目		備考	
		名称	単位数		
教科及び教科の指導法に関する科目					
・ 教科に関する専門的事項				※印の科目は平成10年改正教育職員免許法施行規則附則第2項及び第3項、並びに平成29年改正教育職員免許法施行規則附則第2及び第3項により、旧課程の科目の単位を読み替えている。	
日本史・外国史					
うち日本史に係る科目	○	※日本史概説	4		
うち外国史に係る科目	○	※西洋史概説	2		
	○	※東洋史概説	2		
地理学(地誌を含む。)	○	※地理学概論	4		
「法律学、政治学」	○	※法学概論	2		
「社会学、経済学」	○	※社会学概論	2		
「哲学、倫理学、宗教学」	○	※哲学概論	2		
	○	※宗教学概論	2		
・ 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○	※社会科教育法	2		
・ 上記複数の事項を合わせた内容に係る科目					
		小計	22		
教育の基礎的理解に関する科目					
・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○	※教育原論	2		
・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	○				
・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	○	※教育社会学	2		
・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	○	※教育心理学	2		
・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解					
・ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)					
		小計	6		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					
・ 道徳の理論及び指導法	○	※道徳教育指導法	2		
・ 総合的な学習の時間の指導法					
・ 特別活動の指導法	○	※特別活動論	2		
・ 教育の方法及び技術	○	☆教育の方法及び技術	2		
・ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	○				
・ 生徒指導の理論及び方法	○	※生徒指導論 ★	2		
・ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法					
・ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	○				
		小計	8		
教育実践に関する科目					
・ 教育実習	○				
事前及び事後の指導		※教育実習指導	1		
教育実習		※教育実習	2		
学校体験活動					
・ 教職実践演習					
		小計	3		
大学が独自に設定する科目					
		小計	0		
		計	39		

☆印の科目は※記載の読み替えに加え、令和3年8月改正教育職員免許法施行規則附則第2項より、旧課程の科目の単位を読み替えている。
★に含む

・上記の全ての単位を修得した年度	平成7年度
------------------	-------

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目	単位修得済授業科目		備考
	名称	単位数	
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	スポーツ演習	2	
外国語コミュニケーション	英語Ⅰ	1	
	英語Ⅱ	1	
教理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作			
	計	6	

【備考】

- ・上記「確認欄」には、各欄の左に記載されている科目又は事項を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。
- ・なお、「教科に関する専門的事項」の各科目の「確認欄」には、各科目の一般的包括的な内容を含めて、授業科目を履修し、単位を修得している場合に「○」を記載すること。

■本証明書に関する問い合わせ先

〇〇大学〇〇課 TEL : 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (直通)